

# 介護保険 コーナー

●申請窓口 役場 福祉課 内線124

●問い合わせ

知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2263

## 利用者負担の 軽減制度

介護保険では、利用者負担の軽減制度があります。対象者は、役場福祉課で手続きをしてください。対象者として、既に認定を受けている方も、更新手続きが必要です。

### 1 特定入所者介護（介護予防） サービス費による軽減制度

所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じた利用者負担段階によって負担限度額が決められ、食費・居住（滞在）費が軽減されます。負担限度額を超えた分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費が支給されます。

#### ●対象（すべてに該当）

- ・本人および世帯全員が住民税非課税
  - ・配偶者が別世帯の場合は、その配偶者も住民税非課税
  - ・預貯金などが単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
- 対象施設・サービス
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
  - ・地域密着型介護老人福祉施設
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護療養型医療施設
  - ・ショートステイ（短期入所生活介護および短期入所療養介護（介護予防も含む））

### 2 社会福祉法人などによる 低所得者負担軽減制度

著しく生計が困難な方がサービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する法人があります。軽減実施法人および対象サービスについては、役場福祉課または知多北部広域連合へ問い合わせてください。

### 3 災害などによる 利用者負担減免制度

次の要件に該当する場合、介護サービスなど（総合事業は一部対象外）を利用した際の利用者負担額が減免される場合があります。

- ・災害などにより、住宅、家財に半壊以上の損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者が死亡した場合で、生計が著しく困難となったとき
- ・疾病、障がいなどにより主たる生計維持者の年間所得見込額が前年の2分の1以下に減少する場合で、生計が著しく困難となったとき

### 4 知多北部広域連合の 利用者負担減免制度

介護保険料の所得段階が第1、第2、第3段階の方で、次の減免対象要件に該当する場合、介護サービスなど（総合事業は一部対象外）を利用した際の利用者負担額が減免されます。

#### ●対象（すべてに該当）

- ・知多北部広域連合の被保険者
- ・住民税課税者に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない
- ・世帯の年間合計収入が98万円（世帯員が2人以上の場合、1人当たり32万円加算した額）以下
- ・預貯金が350万円（世帯員が2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額）以下

#### ●減免割合

利用者負担額のうち、介護保険料の所得段階が第1段階の方は4分の3、第2および第3段階の方は2分の1を減免（算出条件あり）

## 高額介護（介護予防） サービス費などの支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が11ページの表の上限額を超えた場合は、高額介護（介護予防）サービス費または高額介護予防サービス費相当支給費として知多北部広域連合から支給されます。対象となる利用者負担額は、介護サービス費用の自己負担分に限られます（福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分、食費・居住費、日常生活費、総合事業の一部の費用などは対象外）。

高額介護（介護予防）サービス費の支給対象となる可能性がある方には、知多北部広域連合から「高額介護（介護予防）サービス費等についてのお知らせ」を送りますので、申請書を役場福祉課に提出してください。高額介護（介護予防）サービス費および高額介護予防サービス費相当支給費は、利用者負担額を支払ってから2年で時効となり、申請できなくなりますので注意

無料 予約制

# 介護サービス 利用に関する 法律相談

## ●とき

6月6日(水)  
午後1時30分～4時30分

## ●ところ 大府市役所

## ●内容

介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含むもの

## ●対象

知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者

## ●定員 6名(先着順)

## ●応対者

知多北部広域連合  
顧問弁護士 熊田 均氏

## ●申し込み

5月8日(火)～21日(月)の平日午前8時30分～午後5時に電話で問い合わせ先へ  
※相談したい内容を具体的に整理しておいてください。

## ●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課  
☎052-689-1651



## ●利用者負担額の上限額

区分	世帯および個人の上限額
現役並み所得者(注1)	(世帯) 44,400円
一般(世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方)	(世帯) 44,400円
世帯の全員が住民税非課税であり、①または②の方 ①高齢福祉年金の受給者 ②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円
生活保護受給者 ※利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合も含む	(世帯) 15,000円 (個人) 15,000円

してください。  
(注1)「現役並み所得者」とは、課税所得145万円以上の第1号被保険者が同一世帯内にいる方です。ただし、同一世帯の第1号被保険者の

収入の合計が520万円(一人世帯の場合は383万円)より少ないと申請した場合「一般」の区分となります。  
●注意  
申請手続きは初回のみで、

2回目以降は不要です。  
・同一世帯で複数の方が介護保険のサービスを利用している場合は、世帯内の利用者全員の申請が必要です。既に世帯の一部の利用者の方が支給を受けている場合は、新たに対象となる方のみ申請書を提出してください。

## 福祉用具購入費・住宅改修費の給付制度

介護保険の被保険者で要支援・要介護認定を受けている方が、福祉用具を購入したり、住宅改修を行ったりしたとき

(事前協議が必要に申請をすると、その費用の一部が福祉用具購入費または住宅改修費として介護保険から給付される場合があります。)

## ●申請方法

・償還払い  
被保険者が購入費または工事費の全額を一旦事業者に支払い、その後、知多北部広域連合に保険対象分の9割または8割を申請する方法  
・受領委任払い  
被保険者は購入費または工事費の保険対象分の1割または2割を事業者に支払い、その後、申請により保険対

象分の9割または8割を知多北部広域連合から事業者に支払う方法  
※特定福祉用具購入や住宅改修の代金を完済した日の翌日から、2年間経過すると請求できなくなります。

- ①福祉用具購入費の申請手続き  
特定福祉用具購入後、支給申請書を役場福祉課へ提出
- ②住宅改修費の支給申請手続き  
改修工事を行う前に事前協議書を役場福祉課へ提出  
・事前協議書の結果通知を受け取った後、改修工事着工  
・工事完了後、支給申請書を役場福祉課へ提出